

令和8年度海津市認知症カフェ運営事業 委託仕様書

この仕様書は、海津市認知症カフェ運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づく適切な事業の運営が確保できると認められる団体又は事業者（以下「事業者」という。）に委託する場合における業務の大要を示すものである。事業実施にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の公衆衛生に関する法令等を遵守するとともに、この仕様書に記載なき事項であっても、現場の状況に応じて、信義を重んじ、誠実に実施しなければならない。

1 目的

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支える地域づくりを推進することにより、認知症状の悪化防止、その家族の介護負担の軽減等を図り、さらに認知症についての正しい理解を深める場として「認知症カフェ」を運営することを目的とする。

2 対象者

市内に住所を有する認知症の人とその家族、地域住民等とする。

3 事業の内容

- ①会場は、認知症の人とその家族、地域住民等が気軽に集える場所とすること。ただし、感染症対策として、会場に集まる形式以外の開催方法も可とする。
- ②開催は、月に1回以上、1回2時間程度とし、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、事業者が運営すること。
- ③事業内容は次のことに留意し、多くの人が参加できるよう受託者が企画すること。
 - ア 認知症の人とその家族が自ら活動し、楽しめるものとすること。
 - イ 利用者相互の交流や情報交換を行うこと。
 - ウ 利用者からの相談には適切に応じること。
- ④運営に関しては、要綱第6条に定める認知症に関する相談に対応できる者を1名以上配置すること。さらに、補助者として認知症サポーター養成講座を受講した者を2名以上配置すること。また、相談希望者が、個別相談を受けられるように配慮すること。
- ⑤認知症サポーターなど海津市が養成したボランティアの受け入れを行うこと。
- ⑥相談内容により適切な支援が必要な場合は、関係機関につなぐこと。
- ⑦地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域関係者等と連携をとり、地域に開かれた場になるように努め、周知を積極的に行うこと。

- ⑧地域住民が認知症について正しい理解を深める場となるように努めること。
- ⑨その他市長が必要と判断した内容。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

5 実施場所等

- ①適切な事業運営が確保できると認められる施設において行う。
- ②同時に10名以上の参加が可能であり、駐車場が確保されている所を定め、飲食を提供できる場所とする。

6 名称

認知症カフェの愛称は、「認知症」を直接使用しないものとし、事業者で決定することができる。ただし、地域住民の理解を得られるものであること。なお、チラシ・看板には「海津市認知症カフェ運営事業」と明記して、他の事業とは区別して利用者に周知すること。

7 計画書の提出期限

海津市認知症カフェ運営事業実施計画書（様式第1号）に記入して、指定の日までに提出すること。また、計画書の内容に変更がある場合は同様式を変更事業実施前に提出すること。

8 事業委託料

- ①委託料は、100,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とし、提出された事業計画書の金額の範囲内とする。
- ②海津市は受託者に対して、業務履行確認後、海津市認知症カフェ運営事業委託料請求書（様式第2号）にて委託料を支払うものとする。ただし、履行確認前に支払わなければ事業の目的を達成することが困難な場合に限り、前金払いができるものとする。
- ③この事業の対象経費は、下表に定める経費とする。

対象となる経費の内訳

経費名	内容
人件費	業務に直接関与する者の作業時間に支払われる経費
報償費	研修会講師謝金、ボランティア謝礼等
需用費	事務用品等の物品購入費、チラシなど印刷代等
食糧費	お茶代、食材料費等（酒類代、外食代、弁当代等を除く）
役務費	通信費（はがき・切手など）、保険料等
使用料及び賃借料	会場及び機材などの借り上げ料等

9 利用者負担及び徴収等

事業の利用に係る料金は無料とする。ただし、飲食等の提供を行う場合は、実費相当額として、事前に市と協議し、200円以内の参加費を利用者から徴収することができる。

10 実績報告書等

- (1) 受託者は、事業の開催ごとに海津市認知症カフェ運営事業実施報告書（様式第3号）を作成し、翌月10日までに高齢介護課へ提出すること。また、年度が終了したときには、海津市認知症カフェ運営事業実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、高齢介護課へ提出すること。
 - ①事業実施の詳細が分かる資料（事業実施のチラシ・写真等）
 - ②その他市長が必要と認めたもの。
- (2) 報告等に係る書類については、事業開始から5年間保存すること。

11 安全対策及び感染症対策

受託者は、参加者がケガをしないよう安全対策を行うこと。天候不良等により開催が難しい場合は延期をするなど、安全の確保に努めること。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に配慮し、基本的な感染防止対策を徹底するものとする。

12 苦情対応、事故発生時の対応等

- (1) 受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な応対により円満な解決を図るように努め、必要により市に報告すること。
- (2) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者に対して損害賠償等を速やかに行うものとし、その経過および結果を市に報告すること。

13 守秘義務

受託者およびその関係者は、業務上知り得た個人の情報を正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

14 その他

受託者は、公正で中立性の高い事業運営に努めるものとし、利用者に対して販売行為や特定の施設の宣伝、紹介等の営業活動または営業活動に準ずることを行わないこと。

様式第1号

年 月 日

海津市長 宛て

所在地

団体・事業者名

代表者氏名

印

電話番号

海津市認知症カフェ運営事業実施計画書

収支予算書

1 収入

単位：円

科 目	金 額	内 訳
市委託金		
合 計		

2 支出

単位：円

	科 目	金 額	内 容
対象経費			
	対象経費小計		
対象外経費			
	対象外経費小計		
合 計			

様式第2号

海津市認知症カフェ運営事業委託料請求書

年　月　日

海津市長　宛て

所在地

団体・事業者名

代表者氏名

印

電話番号

みだしの事業を実施しました（します）ので、次のとおり請求します。

金

円

事業名

海津市認知症カフェ運営事業

実施場所

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 組合	支店 支所 出張所
種別	1. 普通	2. 当座
口座番号		
口座名義	フリガナ	
住 所	〒	
電話番号	() -	

※ただし、前金払での請求については、事業実績報告書において、10万円を超えない額については、委託金の返還をする。

様式第3号

年　月　日

海津市長　宛て

所在地
団体・事業者名
代表者氏名
電話番号

印

海津市認知症カフェ運営事業実施報告書

名称	
事業の実施場所	
事業の実施日時	年　月　日（）　時　分～　時　分
内　容	<p>○参加者人数　人　(参加費：円)</p> <p>○運営スタッフ人数　人 相談従事者名　職種</p> <p>○実施内容</p>

◎実施時の写真等を添付。

記載にあたっては、必要に応じて様式の変更やページ数を増加してください。

様式第4号

年 月 日

海津市長 宛て

所在地
団体・事業者名
代表者氏名
電話番号

印

海津市認知症カフェ運営事業実績報告書

名 称					
事 業 の 内 容	事業の実施 場 所				
	事業の実施 期 間	事業開始年月日	年	月 日	
		事業終了年月日	年	月 日	
	事業実績 (月毎に)				

※添付書類 事業実施の詳細が分かるもの（事業実施のチラシ・写真等）

収支決算書

1 収入

単位：円

科 目	金 額	内 訳
市委託金		
合 計		

2 支出

単位：円

	科 目	金 額	内 容
対象経費			
	対象経費小計		
対象外経費			
	対象外経費小計		
合 計			